

## [事案 2024-245] 損害賠償請求

・令和 8 年 1 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社の債務不履行を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主な主張>

早期大腸がん罹患し早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術等を受けたため、平成 24 年 4 月に契約した利率変動型積立終身保険のがん治療保障特約にもとづき、がん保険金等を請求したが、約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、損害賠償を求める。

- (1) 本件では、2 つある病巣の一方に早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術（手術 A）、他方に内視鏡的大腸粘膜切開剥離術（手術 B）が施行され、手術 B では深達度 Tis の上皮内がんが、手術 A では深達度 T1a の浸潤がんがそれぞれ確認された。
- (2) 平成 26 年診断書には、傷病名に「多発性大腸ポリープ」、手術名に手術 B の記載があり、「悪性新生物、上皮内新生物の場合」の「種類」につき、「非浸潤がんまたは上皮内がん」にチェックがされている。一方、令和 5 年診断書には、傷病名に「早期大腸がん」、手術名に手術 A の記載があり、診断結果につき、「悪性（上皮内がん・Tis・Ta）」に、チェックがされていない。上皮内がんであれば、診断結果につき、「悪性（上皮内がん・Tis・Ta）」にチェックがされなければならないが、チェックがされていないことは、浸潤がんであることを意味する。
- (3) 手術 A と手術 B で別々の腫瘍が確認されていることは、手術 A についての患者交付用病理組織診断報告書には、手術による粘膜の剥離面の大きさとして「37×33mm」と記載がある一方、手術 B についての病理組織診断報告書には、「38×22mm」と異なるサイズの記載があることから明らかである。
- (4) 保険会社は、手術 B を施行した深達度 Tis の上皮内がんについての病理組織診断報告書により支払事由に該当しないと判断したのみで、手術 A を施行した深達度 T1a の浸潤がんでは一度も査定していない。手術 A を施行した腫瘍について、令和 5 年診断書と患者交付用病理組織診断報告書で査定し直さないことは債務不履行である。

### <保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和 5 年診断書にもとづき、「深達度 T1a」と診断されたと主張しているが、本診断書において、深達度が「T1a」であることを裏付ける記載がない。その他の申立人が提出している診断書にも深達度が「T1a」であることを裏付ける記載があるものはない。病理組織診断報告書には、所見として、「腫瘍は粘膜表層優位に拡がり、ここでは粘膜化（注）への浸潤を認めません（深達度：m）」と記載されている（注：「粘膜化」は「粘膜下」の誤記と思われる。）。そして、患者交付用病理組織診断報告書には、診断結果の記載がないが、採取日が「2024 年（平成 26）年 2 月 12 日」で、病理診断が「Well differentiated adenocarcinoma」であるのは、病理組織診断報告書と同一であることから、患者交付用病理組織診断報告書も「粘膜下への浸潤を認めない」ものであると判断される。
- (2) 申立人は当社の対応を「査定放棄」と主張するが、申立人から曖昧かつ相互に矛盾する診

断書等が提出され、約款に該当すると判断できなかったことから、病院から病理組織学的所見や担当医師の診断書などの情報を入手するために、申立人に必要な承諾書や委任状の提出を求めていたが、提出されない状況が続いていたものである。当社は、申立人の査定の申出等に対して、説明や連絡など必要な対応をしてきているうえ、本契約の約款における支払事由に該当するものではなく、当社は、何らの債務不履行責任を負わない。

#### ＜裁定の概要＞

##### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

##### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。